# 伊奈町老人福祉センター

# 新型コロナウイルス感染拡大防止予防ガイドライン

令和2年6月2日策定 令和3年12月26日改訂 令和4年1月21日改訂

## 1. はじめに

本ガイドラインは、厚生労働省より示された「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」に基づき、伊奈町老人福祉センターにおける新型コロナウイルス感染予防対策について基本事項を定めたものである。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対策方針の変更のほか、感染状況等を踏まえ必要 に応じて適宜更新する。

## 2. 開館にあたっての基本的な考え方

町民の命を第 1 優先とし、感染拡大を防ぐ対応を図った上で実行できる方法を探り、老 人福祉センターの役割を可能な限り果たしていく。また埼玉県や町の対応方針を基に町内 や近隣市の感染状況等を鑑みて、段階的に老人福祉センターを開館する。

# 3. 開館にあたり講じるべき具体的な対策

- ① 利用制限
- 来館前に検温を促し、体調の悪い方や37.5度以上の方は利用させない
- 利用人数の制限
- 利用時間の制限
- 入浴施設の利用制限
- 遊具、マッサージ器具の利用制限
- 飲食の制限
- マスク着用、咳エチケットの徹底
- 手指消毒の徹底
- 社会的距離の確保
- ② 施設及び備品の取り扱い
- 施設及び備品については消毒をする。

# 4. 感染者が発生した場合の対応

• 館内で感染が疑われる事例が発生した場合、指定管理者は速やかに伊奈町役場福

祉課・保健所等に連絡を行う。

- 感染した者が伊奈町老人福祉センターを利用した事実が判明した場合は、保健所 の指示に従い、施設の閉鎖・消毒を行う。
- 個人情報の取り扱いに十分留意し、当該感染者の利用日等を速やかに公表するように努める。

#### 5. 施設の管理・運営について

- 定期的な換気を行う(30分に1回以上)。
- 館内の消毒を徹底し、複数の人の手の触れる場所については適宜消毒する。
- 受付窓口には透明のビニールカーテン等を設置し、飛沫感染を防止する。また、 足元にマークを貼り、1m以上(可能であれば2mを目安に)の間隔を開けて並 ぶよう促す。

#### 6. 従事者の安全確保

- 検温や健康記録を定期的に行い、発熱や体調がすぐれない場合は必要に応じて医療機関や保健所を受診し、出勤を控える。
- マスクの着用、咳エチケットを徹底する。
- 手洗い・手指消毒を徹底する。
- 清掃やゴミの廃棄を行う場合は、マスク・手袋の着用を徹底し、作業を終えた後は手洗いを行う。

### 7. 来館者の安全確保

- 発熱や体調がすぐれない方の入館は控えるよう周知する。
- 過去2週間以内に、感染が拡大している国・地域へ訪問した場合には利用を控えるよう要請する。
- マスクの着用を徹底する。
- 施設入口や共用部に消毒液を設置し、手指消毒を徹底する。
- 施設入口にサーマルカメラを設置し、体温測定を徹底する。
- 対人距離を最低1m(できるだけ2mを目安に)確保する。

#### 8. 来館情報の収集

町内における新型コロナウイルスの感染が拡大しないよう、管内の保健所と連絡を密に し、万が一感染者が発生した場合は接触者の特定を行うため、来館情報の収集を行う。

- ① 利用者には、利用証明書を提出してもらう。
- ② 情報の収集については以下の点を事前に周知する。
- 把握した情報は必要に応じて保健所等の公的機関に提出する場合がある。

• 把握した情報の保存期間は1か月とし、その後、速やかに削除する旨を来館者に周知する。

## 9. 指定事業・自主事業について

- 指定事業・自主事業は規模縮小や中止をする場合がある。
- 老人福祉センター外で行う指定事業・自主事業は参加者全員が特定できるように 名簿を作成し検温を実施する。
- 埼玉県や伊奈町の新しい生活様式の要項を満たすようにする。
- 同日に館内でイベントや行事がある場合は、開催日の変更を検討する。
- 講師、協力団体と協議し最善策を講じる。
- 以上の要件を満たさない場合は中止とする。

# 10. 本ガイドラインの問い合わせ先

伊奈町老人福祉センター 048-722-9111